

特別養護老人ホーム豊治共愛の里 運営規程【ユニット型】

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム豊治共愛の里(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム 豊治共愛の里
所在地	名古屋市中川区水里5丁目757番地

(入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を54名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

①ユニット数 6ユニット

②ユニットごとの定員 9名

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第二章 人員

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者(施設長) 常勤1名(豊治共愛の家の管理者と兼務)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

② 医師 1名以上

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

③ 生活相談員 常勤1名以上

生活相談員の職務は、入退居における面接手続き事務等と入居者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。

④ 介護職員・看護職員

介護職員又は看護職員 常勤換算方法で合計20名以上（常時1名以上、常勤の介護職員を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）

介護職員の職務は、入居者の日常生活の介護・相談及び援助とする。

看護職員 常勤換算方法で3名以上（うち1名以上は常勤の者とする。）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

看護職員の職務は、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

⑤ 管理栄養士 常勤1名以上（豊治共愛の家と兼務）

管理栄養士の職務は、各入居者の栄養状態にあった食事の管理及び栄養指導とする。

⑥ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

⑦ 介護支援専門員 常勤1名以上（豊治共愛の家と兼務）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関する事、施設サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

⑧ 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

⑨ 調理員 2名以上（豊治共愛の家と兼務）

調理員の職務は、入居者に提供する食事の調理業務とする。

第三章 運営

（内容及び手続きの説明と同意）

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者又はその家族の同意を得る。

（受給資格等の確認）

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努める。

（入居）

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、医療機関等を紹介するなどの措置を講じる。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

第9条 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

2 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

第10条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(施設サービスの取扱方針)

第11条 施設は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより入居者の日常生活を支援する。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。

5 施設は、施設サービスを提供するに当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画)

第12条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に対して説明し、文書で同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第13条 介護に当たっては、入居者の日常生活における家事を入居者がその心身の状況に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

2 施設は、入居者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代える。

3 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替える。

5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者に対し、離床・着替え・整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第14条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

(機能訓練)

第15条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第16条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第17条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第19条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、その入居者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(利用料)

第20条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、施設サービスに係わる施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

(その他の費用)

第21条 施設は前条各項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受ける事ができる。なお、食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 食費 … 1日あたり1,445円とする。
- ② 居住費(ユニット型個室) … 1日あたり2,066円とする。
- ③ 理美容代 … 実費
- ④ 前各号に掲げるものの他、介護老人福祉施設の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用に関し、入居者が負担することが適当と認められる費用 … 保険証類等保管料600円(1月あたり)
コンセント(嗜好品)使用料20円(1日あたり)

2 前項各号の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に入居者又はその家族に対して必要な資料を提供し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、入居者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書（契約書及び重要事項説明書）に署名（記名押印）を受ける。

3 施設は、第1項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書（領収書）を入居者に対して交付する。

（協力病院等）

第22条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努める。

（衛生管理等）

第23条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

（掲示）

第24条 施設は、運営規程の概要・従業員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

（秘密の保持）

第25条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 施設は、施設の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（苦情の処理）

第27条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者及び解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第28条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速や

かに損害賠償をする。

(緊急時等における対応方法)

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置についてあらかじめ対策をたて、従業者及び入居者に周知徹底を図るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(記録の整備)

第31条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第32条 入居者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入居者相互の親睦に努める。

2 入居者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届けるとともに、当該外出、外泊には家族等が付き添う。

3 入居者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診する。

4 入居者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入し、居室、共同生活室で行う。

(その他運営についての重要事項)

第33条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

3 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う(年2回以上)実施する。

④ 以上の措置を適切に実施するための担当者を置く。

4 施設は、従業者の質的向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

5 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行い、地域との交流を深める。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年12月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。